

件名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学への職員の引継ぎに関する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項
<p>【制定の概要】</p> <p>1 趣旨 地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定める。</p> <p>2 法人に引継ぐ職員に係る県の内部組織で、条例で定めるもの 廃止前の愛媛県立医療技術大学条例（平成15年愛媛県条例第1条）第1条の愛媛県立医療技術大学（事務局及び図書館を除く。）</p> <p>事務局及び図書館に所属する事務職員を除き、全ての教員を、法人に引継ぐものとする。</p>	
施行日	平成22年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 地方独立行政法人法（抜粋） （職員の引継ぎ等） 第59条 省略</p> <p>2 <u>移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。</u></p> <p>2 愛媛県立医療技術大学条例（抜粋） （設置） 第1条 保健及び医療の分野における高度の専門的な知識及び技術を教授研究するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、<u>愛媛県立医療技術大学（以下「大学」という。）を伊予郡砥部町に設置する。</u></p>	